

## ◎地域再生法の一部を改正する法律

(令和六年四月一九日法律第一七号)

一、**提案理由** (令和六年三月一九日・衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会)

○自見国務大臣 この度、政府から提出いたしました地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国では、世界に類を見ない急速なペースで人口減少、少子高齢化が進行しており、東京圏への一極集中、地方の過疎化、地域産業の衰退等が大きな課題となっています。

このような課題を克服し、地域の活力の維持、再生を図るためには、官民で共につくる官民共創により、地方公共団体の政策手段を増やし、地域の自主的かつ自立的な取組を後押ししていくことが重要です。

この法律案は、こうした認識の下、高度経済成長期を中心に集中的に整備され、生活サービスの衰退や地域コミュニティの活力低下が深刻化する住宅団地について、官民一体となった再生を図るため、地域住宅団地再生事業を拡充するとともに、民間事業者による地方創生に資する施設の整備に対する支援の充実を図るため、地方債の特例を創設し、また、女性、若者、子育て世代にとって魅力ある雇用の創出に向けて、地方拠点強化税制の子育て施設への対象拡大等のための規定の整備を行うものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、地域住宅団地再生事業について、地域再生推進法人による地域住宅団地再生事業計画の提案制度を創設するとともに、計画記載事項の見直し及びこれに伴う建築基準法の規定による許可等の特例の拡充を行うこととしております。

第二に、認定地方公共団体が、民間事業者が行う施設の整備について、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて助成を行おうとする場合に、地方債の起債を可能とする地方財政法の特例措置を創設することとしております。

第三に、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の範囲を拡充し、特定業務施設の整備と併せて行う、当該特定業務施設の従業員の児童に係る児童福祉施設等を整備する事業を含むこととする等の措置を講ずることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしく願いいたします。

二、**衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長報告** (令和六年三月二九日)

○谷公一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域住宅団地再生事

業計画について、記載事項の見直し及びこれに伴う許可等の特例の拡充、地域再生推進法人による提案制度の創設等の措置を講ずるとともに、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る助成についての地方債の特例の創設等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日自見国務大臣から趣旨の説明を聴取し、二十二日、質疑を行い、これを終局いたしました。二十六日、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長報告（令和六年四月一二日）

○長谷川岳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域住宅団地再生事業の拡充、民間事業者が行う施設整備に関する地方債の特例の創設、地方拠点強化税制の子育て施設への対象拡大等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、これまでの再生事業の評価、住民参加を含む官民共創による再生の在り方、地方拠点強化税制の対象拡大による効果、民間事業者の施設整備に関する地方債起債の影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の伊藤委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。